

広島県歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地域の歓乐的雰囲気を過度に助長するような方法による風俗案内を防止するために必要な規制を行うことにより、青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護するとともに、繁華街その他の地域における健全なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「接待風俗営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和三十二年法律第百二十二号。以下「法」という。)第二条第一項第一号又は第二号に規定する営業をいう。

2 この条例において「性風俗特殊営業」とは、法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に規定する営業をいう。

3 この条例において「風俗案内」とは、有償又は無償で行う次の各号のいずれかに掲げる行為(接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関して行うものを除く。)をいう。

一 特定の接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る次のいずれかに掲げる事項に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報を提供すること。

イ 客が受けることのできる接待(歓乐的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすことをいう。以下同じ。)又は客が提供を受けることのできる特殊役務(異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務をいう。以下同じ。)の内容

ロ 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項

ハ 客が接待又は特殊役務の提供を受けることのできる時間

ニ 客がすることのできる遊興又は飲食に関する事項

ホ 客が支払うべき料金

二 前号イからホまでのいずれかに掲げる事項について条件を指定して、当該条件に合致する接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所、事務所又は受付所(法第三十一の二第一項第七号に規定する受付所をいう。次号及び第四号において同じ。)の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報を提供すること。

三 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者を、当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者が指定する場所に送り届けること。

四 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者に対し、その者を当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者が指定する場所に送り届ける者と待ち合わせるための場所を提供すること。

五 前各号に掲げるもののほか、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者のため、当該営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをすること。

4 この条例において「風俗案内業」とは、風俗案内を行うための施設(以下「事業所」という。)を設け、当該事業所において風俗案内を行う事業をいう。

(禁止地域)

第三条 何人も、次に掲げる地域(上空及び地下の空間を含む。)においては、風俗案内業を行ってはならない。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- 二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域(以下「商業地域」という。)のうち、別表第一に掲げる街区及びそれらの街区に接する道路の部分
- 三 前二号に掲げる地域のほか、次の表の上欄に掲げる施設の敷地の周囲から、当該施設ごとにそれぞれ同表の下欄に定める距離の区域内の地域

施 設	距 離	
広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)第三十八条の三第一項各号に掲げる施設	二百メートル	
平和記念公園(広島市中区大手町一丁目十番街区及び同区中島町一番街区(平和大通りの北側の路端より北の部分に限る。))	二百メートル	
図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館	商業地域に所在するもの	七十メートル
	都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域(以下「近隣商業地域」という。)に所在するもの	八十メートル
	商業地域及び近隣商業地域以外の地域に所在するもの	百メートル
医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所(四人以上の患者を入院させるための施設を有するものに限る。)	商業地域に所在するもの	二十メートル
	近隣商業地域に所在するもの	三十メートル
	商業地域及び近隣商業地域以外の地域に所在するもの	五十メートル

- 2 前項の規定は、現に第五条第一項の規定による届出をして風俗案内業を行っている者の当該事業所の所在地が、前項各号のいずれかに新たに該当することとなった場合の当該風俗案内業については、該当することとなった日から一年間は、適用しない。

(欠格事由)

第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - イ 第十七条第一項の罪
 - ロ 法第四十九条又は第五十条第一項(第四号から第九号までに係る部分に限る。)の罪
 - ハ 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第六条の罪
 - ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成

十一年法律第五十二号) 第五条又は第六条の罪

ホ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年
広島県条例第十五号)第十五条第一項第三号、同条第二項、同条第三項第二号若し
くは第三号、同条第四項又は同条第五項の罪

三 最近五年間に第十二条又は第十三条の規定による命令に違反した者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二
条第六号に規定する暴力団員(この号において「暴力団員」という。)である者又は
暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者

七 法人で、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を
いう。以下同じ。)又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わ
ず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者(以下「役員等」という。
のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

(届出)

第五条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内を開始する日の十日前までに当該事業
所ごとに、広島県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定めるところ
により、次に掲げる事項を広島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届け出
なければならない。

一 氏名、住所及び生年月日(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並び
に代表者及び役員の氏名、住所及び生年月日)

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所の構造及び設備の概要

四 事業所における風俗案内業に係る業務の実施を統括して管理する者の氏名、
住所及び生年月日

五 風俗案内を開始しようとする年月日

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項(同項第二号に掲げ
る事項にあっては、事業所の名称に限る。)に変更があったとき、又はその届出
に係る風俗案内をやめたときは、その変更があった日又は風俗案内をやめた日
から十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会
に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出には、風俗案内業の方法を記載した書類その他の公
安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(名義貸しの禁止)

第六条 前条第一項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内
業を行わせてはならない。

(禁止行為)

第七条 風俗案内業を行う者(以下「事業者」という。)は、風俗案内に関し、次に掲げ
る行為をしてはならない。

- 一 広島市中区薬研堀一番街区、四番街区、五番街区及び八番街区並びに同区弥生町三番街区及び六番街区（法第二十八条第一項に規定する区域を除く。）以外の地域において、性風俗特殊営業に関し、風俗案内を行うこと。
- 二 法第三条第一項の規定に違反して営まれている接待風俗営業又は法第二十七条第一項の規定若しくは法第三十一条の二の規定に違反して営まれている性風俗特殊営業に関し、風俗案内を行うこと。
- 三 午前零時（別表第二に定める地域にあつては、午前一時）から日出時までの時間において、風俗案内を行うこと。
- 四 事業所周辺において、公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせること。
- 五 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、接待風俗営業又は性風俗特殊営業において提供される行為若しくはこれに従事する者を表すもの又はこれらを連想させるものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する写真、絵その他の物品を表示し、掲出し、又は配置すること。
- 六 事業所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、性的感情を刺激するものとして、公安委員会規則で定める基準に該当する文字、数字その他の記号を表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置すること。
- 七 事業所で十八歳未満の者を利用者（接待風俗営業又は性風俗特殊営業に係る第二条第三項第一号イからホまでに係る情報の提供を受けようとする者をいう。以下同じ。）に接する業務に従事させること。
- 八 十八歳未満の者を事業所に利用者として立ち入らせること。
- 九 接待風俗営業の営業所において卑わいな行為が行われていると思わせるような事項を利用者に告げること。
- 十 卑わいな行為が行われている接待風俗営業に関し、風俗案内を行うこと。

（風俗案内受託時の許可証等の確認等）

- 第八条 事業者は、接待風俗営業を営む者又は性風俗特殊営業を営む者から事業所で行う風俗案内を受託する場合は、あらかじめ、当該営業を営む者が法第三条第一項に規定する許可を受けていること又は法第二十七条第一項若しくは第三十一条の二第一項の規定による届出をしていることを確認しなければならない。
- 2 事業者は、事業所ごとに公安委員会規則で定める方法による台帳を備え、前項の規定による確認をしたときは、これに同項の営業を営む者に係る氏名又は名称、営業の種別その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

（風俗案内業務に従事させようとする者の生年月日の確認等）

- 第九条 事業者は、公安委員会規則で定める方法により、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日を確認しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(従業者名簿)

第十条 事業者は、公安委員会規則で定めるところにより、事業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該事業所における風俗案内業に係る業務に従事する事業者の代理人、使用人その他の従業者(以下「従業者等」という。)の氏名、住所及び生年月日その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

(指示)

第十一条 公安委員会は、事業者又は従業者等が当該風俗案内業に関し、この条例の規定又は他の法令の規定に違反した場合において青少年の健全な成長を阻害し、若しくは繁華街その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、青少年の健全な成長を阻害する行為又は繁華街その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(事業停止命令)

第十二条 公安委員会は、事業者若しくは従業者等が当該風俗案内業に関し、この条例の規定若しくは他の法令の規定に違反した場合において青少年の健全な成長を著しく阻害し、若しくは繁華街その他の地域における健全なまちづくりに著しい障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は事業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(事業廃止命令)

第十三条 公安委員会は、事業者について次の各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該事業者に対し、その者が行う当該風俗案内業の廃止を命じることができる。

- 一 第三条第一項の規定に違反したこと。
- 二 第四条各号のいずれかに該当していること。
- 三 本人又は役員等が、現に広島県暴力団排除条例(平成二十二年広島県条例第三十七号)第十九条第三項の規定により公表されていること。

(聴聞の特例)

第十四条 公安委員会は、前二条の規定により風俗案内業の停止又は廃止を命じようとするときは、広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号。以下「行政手続条例」という。)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間

は、二週間を下回ってはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第十五条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に、その事業所に立ち入り、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公安委員会規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項、第六条又は第七条第一号、第七号若しくは第八号の規定に違反した者

二 第十二条又は第十三条の規定による命令に違反した者

2 第七条第七号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定による届出(同条第三項に規定する書類が添付されているものに限る。)をしないで風俗案内業を行った者

二 第五条第二項の規定による届出(同条第三項に規定する書類が添付されているものに限る。)をしなかった者

三 第五条第一項又は第二項の規定により届出をしなければならない場合において、虚偽の届出(同条第三項の規定により添付した書類に虚偽の記載がある場合を含む。)をした者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定に違反して、台帳を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第九条第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

三 第十条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第十五条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

別表第一 (第三条関係)

- 一 広島市中区基町六番街区及び十一番街区から十三番街区まで
- 二 広島市中区八丁堀一番街区、四番街区から六番街区まで、十二番街区及び十四番街区から十六番街区まで
- 三 広島市中区鉄砲町一番街区、二番街区、五番街区から八番街区まで及び十番街区
- 四 広島市中区幟町十三番街区から十五番街区まで
- 五 広島市中区橋本町九番街区から十一番街区まで
- 六 広島市中区銀山町一番街区から四番街区まで及び十八番街区
- 七 広島市中区胡町一番街区及び四番街区から六番街区まで
- 八 広島市中区堀川町四番街区及び五番街区
- 九 広島市中区立町一番街区及び二番街区
- 十 広島市中区紙屋町一丁目一番街区から三番街区まで
- 十一 広島市中区紙屋町二丁目一番街区から三番街区まで
- 十二 広島市中区大手町一丁目一番街区及び二番街区
- 十三 広島市中区大手町二丁目一番街区、七番街区、八番街区及び十番街区から十二番街区まで
- 十四 広島市中区大手町三丁目一番街区から三番街区まで、七番街区、八番街区及び十三番街区
- 十五 広島市中区大手町四丁目一番街区及び七番街区
- 十六 広島市中区大手町五丁目一番街区
- 十七 広島市中区本通六番街区及び七番街区
- 十八 広島市中区新天地一番街区、二番街区、五番街区及び六番街区
- 十九 広島市中区東平塚町四番街区、五番街区、十番街区、十二番街区及び十三番街区
- 二十 広島市中区田中町五番街区及び六番街区
- 二十一 広島市中区三川町一番街区、二番街区及び七番街区から十番街区まで
- 二十二 広島市中区袋町三番街区から五番街区まで
- 二十三 広島市中区中町七番街区から十番街区まで
- 二十四 広島市中区小町一番街区から四番街区まで
- 二十五 広島市中区富士見町一番街区から四番街区まで
- 二十六 広島市中区宝町一番街区

- 二十七 広島市中区鶴見町一番街区から四番街区まで
- 二十八 広島市中区国泰寺町一丁目三番街区、四番街区及び六番街区
- 二十九 広島市中区国泰寺町二丁目三番街区
- 三十 広島市中区中島町二番街区から四番街区まで
- 三十一 広島市南区大須賀町九番街区及び十三番街区
- 三十二 広島市南区松原町二番街区、五番街区及び七番街区から十二番街区まで
- 三十三 広島市南区猿猴橋町三番街区
- 三十四 広島市南区京橋町一番街区、十番街区及び十四番街区
- 三十五 広島市南区的場町一丁目一番街区、二番街区及び十一番街区
- 三十六 広島市南区金屋町二番街区及び三番街区
- 三十七 広島市南区稻荷町一番街区から五番街区まで、七番街区及び八番街区
- 三十八 広島市南区松川町一番街区から三番街区まで

備考 この表に掲げる街区は、平成二十四年一月一日におけるものとし、これを基準とした第三条第一項第二号に規定する区域の範囲は、その後において行政区画（市内の町及び街区を含む。以下同じ。）に変更があっても、これによって影響されないものとする。

別表第二（第七条関係）

広島市中区のうち銀山町五番街区から十七番街区まで、胡町二番街区及び三番街区、堀川町一番街区から三番街区まで、新天地七番街区、流川町、薬研堀、弥生町、西平塚町並びに田中町一番街区から四番街区までの区域

備考 この表に掲げる区域は、平成二十四年一月一日における行政区画によって表示されたものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項の規定による届出をして風俗案内業を行っている者は、この条例による改正後の広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（以下「新条例」という。）第五条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 前項に規定する者が、この条例の施行の際現に新条例第三条第一項各号に掲げる地域で風俗案内業を行っている場合の当該風俗案内業については、この条例の施行の日から一年を経過する日までの間は、新条例第三条第一項の規定を適用しない。

3 第一項に規定する者が、この条例の施行の際現に新条例第四条各号のいずれかに該当する者である場合（同条第四号の暴力団員である者に該当する場合を除く。）は、この条例の施行の日から一年を経過する日までの間は、同条の規定の適用については、同条中「該当する者は」とあるのは「、平成二十四年六月一日以後に生じた事由により該当

する者は」とする。

- 4 第一項に規定する者（この条例の施行の際現に広島市中区のうち銀山町一番街区から四番街区まで及び十八番街区、胡町一番街区、四番街区及び五番街区、堀川町四番街区、新天地一番街区及び六番街区、三川町一番街区、八番街区及び九番街区並びに田中町五番街区及び六番街区において風俗案内業を行っている者に限る。）の当該風俗案内業に対する新条例第七条第三号の規定の適用については、同号中「午前零時」とあるのは「午前一時」とする。
- 5 第一項に規定する者が、この条例の施行の際現に接待風俗営業又は性風俗特殊営業を営む者から風俗案内を受託している場合については、新条例第八条第一項に規定する風俗案内を受託した場合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成二十四年七月一日までに」と、「確認しなければならない」とあるのは「確認するよう努めるものとする」とする。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧条例第七条及び第八条（罰則を含む。）の適用については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。